

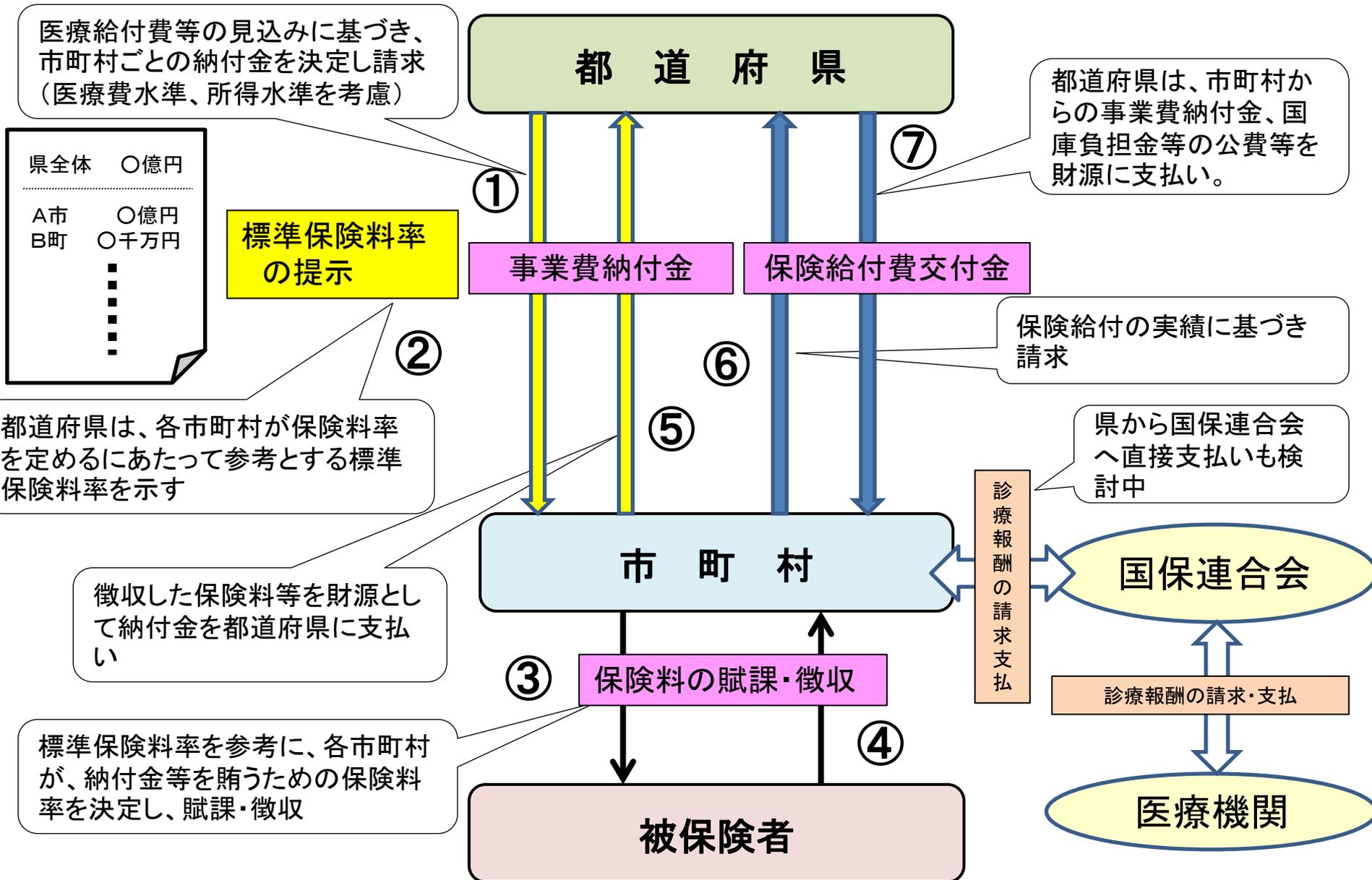
第2回 高知県 県・市町村 国民健康保険事業運営検討協議会

<協議事項>

- (1) 標準保険料（税）率の算定方式について
- (2) 国保事業費納付金の配分方法について
 - ①配分に当たって使用する被保険者数等のシェアについて
 - ②高知県内の保険料水準の統一について
 - ③賦課限度額の設定について
 - ④納付金配分における応能・応益割合について

平成28年8月17日
高知県健康政策部
国保指導課

平成30年度以降の国保財政の基本的な仕組み（イメージ）



事業費納付金制度の対象範囲と算定額の計算

【納付金制度の対象】

対象に含む費用

- 医療給付費
- 後期高齢者支援金等
- 介護納付金
- 財政安定化基金交付の補填分(市町村分)
- 財政安定化基金貸付の返済分(都道府県・市町村)

事業費納付金は、
 ・医療給付費分
 ・後期高齢者支援金分
 ・介護納付金分 に分けて算定

対象に含まない費用

- 保健事業費
- 国保直診費用
- 条例減免等の地方単独事業
- 出産育児諸費・葬祭費
- 事務費

保健事業や出産育児諸費等は、市町村間で金額の格差があることから含んでいないが、保険料水準の統一を図るために含ませることも可能

【都道府県における納付金算定基礎額(総額)の計算】

- 医療給付費(一般分)
- + 後期高齢者支援金等(一般分)
- + 介護納付金
- + 財政安定化基金積立金(県全体の返済分、補填分)
- + 都道府県の事務費・委託費(県交付税分除く)
- + 特別高額医療費共同事業拠出金 等
- ▲ 定率国庫負担(地方単独事業減額調整後)
- ▲ 国普通調整交付金
- ▲ 国特別調整交付金(市町村向けを除く)
- ▲ 都道府県繰入金(市町村向けを除く)
- ▲ 国・県高額医療費負担金
- ▲ 特別高額医療費共同事業負担金
- ▲ 特別高額医療費共同事業交付金
- ▲ 保険者努力支援制度(市町村向けを除く)
- ▲ 前期高齢者交付金 等
- ◇ 保険料収納必要額
- + 国・県高額医療費負担金
- + 特別高額医療費共同事業負担金
- ▲ 地方単独事業の減額調整分
- ◇ 納付金算定基礎額

この額を医療費水準や所得水準に応じ各市町村へ配分

【各市町村での保険料必要額の計算】

- ### 【各市町村において納付金から差し引く公費】
- 保険給付費等交付金
 - ・市町村向け特別調整交付金相当分
 - ・市町村向け都道府県繰入金相当分
 - ・市町村向け保険者努力支援制度相当分
 - ・特定健診等負担金
 - ・激変緩和分(都道府県繰入金の一部)
 - 保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)※
 - 保険基盤安定繰入金(保険者支援制度分)
 - 出産育児一時金(法定繰入分)

各市町村の標準保険料率の算出に使用

財政安定化支援事業による一般会計繰入金は、現在国で協議中

【各市町村において納付金に加算する費用】

- 保健事業
- 直診勘定繰出金
- 出産育児諸費・葬祭費・育児諸費
- 条例減免に要する費用
- 特定健診等に要する費用
- その他保険給付費、医療費適正化等事務費等

【県で各市町村ごとの納付金算定の際の調整】

- 各市町村の納付金基礎額
- ▲ 国・県高額医療費負担金 ▲ 特別高額医療費共同事業負担金
 - + 地方単独事業の減額調整分 + 財政安定化基金積立金(各市町村分)
 - + 審査支払手数料 = 各市町村の納付金

※保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)は、保険料率を決定するための賦課総額を算出する際は控除しない。

退職被保険者分の納付金は、この納付金額を基にして算出した標準保険料率により算出する。一般分と合算して市町村へ請求する。

国民健康保険事業費納付金、標準保険料率の算定方法について

○ 県は、財政運営の責任主体として医療給付費を県全体で賄うために、

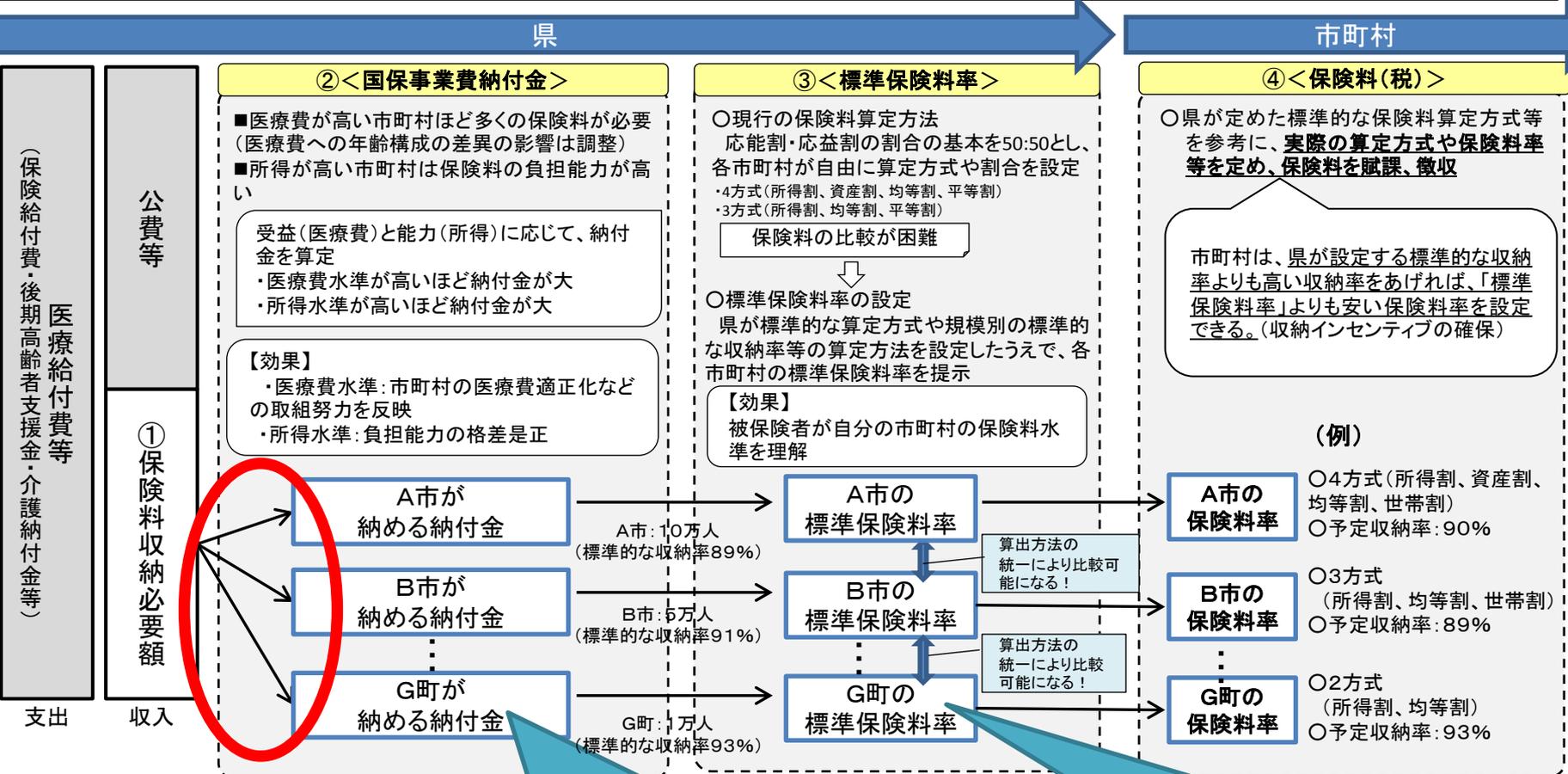
- ① 医療給付費等の見込みに見合う「保険料収納必要額」を算出
- ② 各市町村が県に納める額（国保事業費納付金）を決定（医療費水準、所得水準を考慮）
- ③ 標準的な保険料の算定方法（算定方式、市町村規模別の標準的な収納率等）、市町村ごとの標準保険料率を示す

○医療費や収納率の違いにより保険料率が違ってくることを被保険者に対して明確化
○将来的な保険料の平準化につなげる

①市町村標準保険料率、②各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率、③都道府県標準保険料率

○ 市町村は、

- ④ 県が示した標準保険料率等（③）を参考に、実際の保険料算定方式や保険料率等を定め、保険料を賦課・徴収



（保険給付費・後期高齢者支援金・介護納付金等）

公費等

①保険料収納必要額

支出

収入

医療費水準・所得水準等をどの程度反映させるかなどを県と市町村で協議。

標準的な保険料の算定方法を、県と市町村で協議・検討。

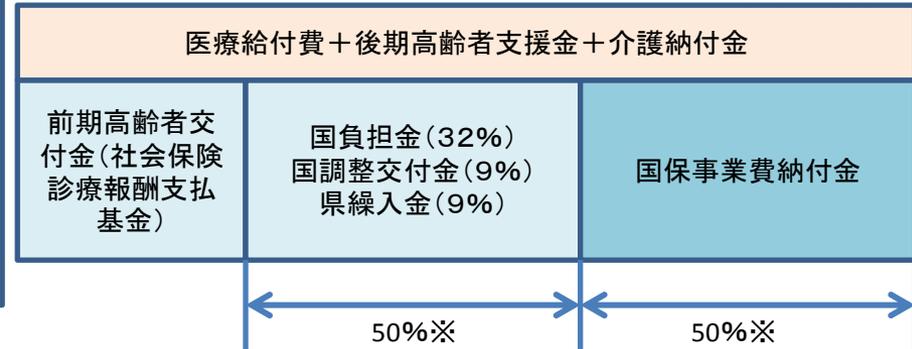
国保事業費納付金の算定に関する検討協議事項のポイント

各市町村の国保事業費納付金の算定方法

事業費納付金とその総額

- 事業費納付金等
高知県全体の保険給付費や後期高齢者支援金を賄うために、各市町村に負担を求めるもの
- 納付金総額
医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の県総額から、国・県の公費、前期高齢者交付金等を控除した額
- 各市町村への配分
納付金総額を各市町村の負担能力(所得水準)や医療費水準に応じ配分
※医療費水準による調整は、医療給付費分のみ(後期高齢者支援金分及び介護納付金分は行わない。)

※50%は、全国標準割合



事業費納付金を算定するにあたって協議・調整を要する事項

区分	協議の内容	協議にあたっての課題・問題点
①配分にあたって使用する所得と固定資産税、被保険者数と世帯数及び配分割合	<ul style="list-style-type: none"> ・応能部分は、所得総額と固定資産税額総額、応益部分は被保険者数と世帯数の組合せ ・2種類を使用する場合は、それぞれの配分割合 ※標準保険料率の算定方式とも密接に関連。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どの要素を使用するか、また配分割合により、各市町村への配分額が相違する ・要素ごとの使用の適否 ・固定資産税を使用する場合は、高知市のシステム改修が必要
②保険料水準の統一との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・国のガイドラインの原則では、保険料水準は統一しない。 このため、事業費納付金のうち医療給付費分の配分は医療費水準に応じ配分。 ・一方で、県又は2次医療圏ごとに保険料水準の統一も可能とされている。統一する場合は、納付金の配分方法を、医療費水準の違いによる調整は行わない。 ・統一しない場合は、どの程度まで保険料水準の平準化を図るか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費水準は年齢調整後の3カ年平均を使用するが、H23～25平均で1.7倍の格差(最少大川村、最大芸西村) ・統一した場合、現行方法によるあるべき保険料水準との乖離が大きくなる。 ・保険料水準の統一の場合、納付金の対象範囲に葬祭費等を含めるか否か(含める場合は、各市町村で金額が違う葬祭費や取組状況に相違がある保健事業等の調整が必要)
③負担能力(応能)と受益(応益)の部分への配分割合	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村への納付金配分額を算定する際は応能と応益に分けて計算 ・応能部分と応益部分の割合を変えることにより市町村への配分額が相違することから、どのような割合とするか 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の応能:応益の県平均は、ほぼ50:50 ・国の示した算出方法では42:58程度(所得の全国比較で算出) ・応能応益割合42:58では、50:50と比べ所得の低い市町村への配分が多くなり、低所得者の保険料が上昇する
④決定された配分方法による現在のあるべき保険料への影響の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・納付金の算定方法が現在と変わることにより、各市町村の保険料水準への影響が生じる。 ・基本的には②と③により調整を行うが、この調整によっても緩和が必要な場合の対応(県繰入金及び県財政安定化基金の活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・比較すべき現状のあるべき保険料水準の算出(法定外繰入や前年度繰越金等による影響を調整する必要がある) ・緩和を必要とする保険料への影響の程度(容認できる現状との乖離幅)

議題(1)

標準保険料(税)率の算定方式について

現行の国保料(税)の算定方式 ※()内の数字は標準割合

応能・応益	応能・応益の区分	2方式	3方式	4方式	課題
応能 (50)	所得割 (40)	○ (50)	○ (50)	○ (40)	※必須項目。
	固定資産割 (10)	×	×	○ (10)	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産を所有することが必ずしも担税能力と一致しない。 ・固定資産税との二重課税感。 ・他の市町村に所有する固定資産には賦課されない。 ・固定資産以外の資産(金融資産など)には賦課されない。 ・所得額を補完する役割。 ・高知市、四万十町はデータの収集が必要。 <算定に含まない場合の影響> ■低所得者層の負担感が増える。
応益 (50)	被保険者割 (35)	○ (50)	○ (35)	○ (35)	※必須項目。
	世帯割 (15)	×	○ (15)	○ (15)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者数が多い世帯の負担軽減という世帯割の必要性は、世帯人数の減少により低下。(高知県 S36末:3.95人⇒H26末:1.63人) ・被保険者数を補完する役割。 <算定に含まない場合の影響> ■所得が少ないにも拘わらず、被保険者数の多い世帯の応益割が多くなる。
全国の状況(医療分※)	市町村数	3.8%	32.13%	64.08%	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村数ベースでは4方式が多いものの、都市部ほど3方式、2方式が多いことから被保険者数ベースでは、4方式は3割未満で3方式が5割以上となっている。 ・近年は4方式が減少し、3方式が増加している。(4方式:90.43%(H10)→64.08%(H26)、3方式:8.28%→32.13%)
	被保険者数	17.29%	53.50%	29.22%	
高知県の状況(医療分※)	市町村数	0%	5.88%(2)	94.12%(32)	・高知市と四万十町のみが3方式を採用している。
	被保険者数	0%	41.68%	58.32%	※保険料(税)の算定は、医療分、後期分、介護分ごとに行うが、その内の医療分に係る算定方式の状況。(全国、高知県)

平成30年度の国保改革（都道府県化）に向けて

県が示す 3つの標準的保険料率	目的	2方式	3方式	4方式
①都道府県標準保険料率 (全国統一の算定方式に基づくもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県のあるべき保険料水準の見える化 ・他都道府県との保険料水準の比較が容易 	○		
②市町村標準保険料率 (都道府県の算定方式に基づくもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村のあるべき保険料率の見える化 ・他市町村との保険料水準の比較が容易 ・各市町村が具体的に目指すべき、参考にできる値を示す 		算定方式は、県と市町村で協議のうえ、決定	
③各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率 (市町村の現状の算定方式に基づくもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村のあるべき保険料率の見える化 ・各市町村が具体的に目指すべき、参考にできる値を示す 		各市町村の算定基準による。	

県の基本的な考え方

- ・今後の高知県における国保料(税)の算定方式のあるべき姿とする必要があり、固定資産割や世帯割の有する問題点や全国的な流れも考慮して検討する必要がある。
- ・そのことも踏まえて、県内の全市町村にアンケート調査を実施。

県の提案（幹事会での検討結果、市町村アンケート結果等を踏まえて）

- ・固定資産税額を用いることについて、前ページのとおり課題が多いこと。
 - ・市町村アンケートで、76%(26市町村)が固定資産割額を用いることについて「問題がある」と考えていること。
 - ・市町村アンケートで、世帯数を用いることについて問題があると考えている市町村は少数(10市町村。約30%)であったこと。
 - ・標準保険料算定方式は、4方式が適当と考える市町村は17%にとどまり、3方式が適当と考える市町村は20市町村で50%を超えること。
- 以上により、標準的保険料率の算定方式は、3方式とする。(医療分、後期分、介護分ともに)

議題(2)

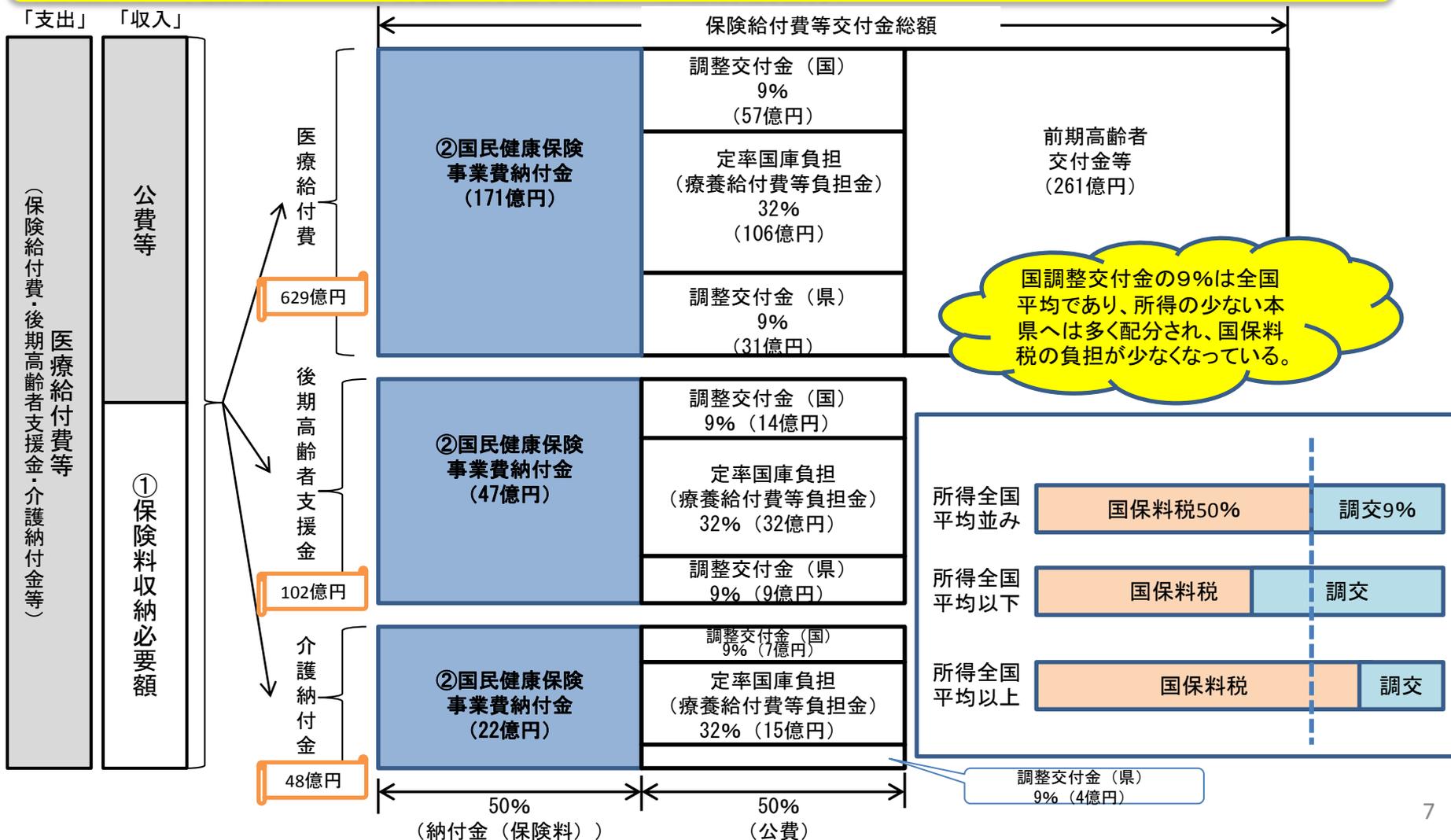
国保事業費納付金の配分方法について

○ 県は、財政運営の責任主体として医療給付費を県全体で賄うために、

- ① 医療給付費等の見込みに見合う「保険料収納必要額」を算出(医療費分、後期高齢者支援金分、介護分に分けて算出)
- ② 各市町村が県に納める額(国保事業費納付金)を決定(医療費水準(医療給付費分のみ)、所得水準を考慮)

県全体の国保事業費納付金算定基礎額の総額のイメージ

(金額は26年度決算ベース。介護納付金以外は一般被保険者分)



納付金方式による保険料への影響の激変緩和措置

国保の財政運営の仕組みが変わる（納付金方式の導入等）ことに伴い、一部の市町村においては、被保険者の保険料負担が上昇する可能性がある。

※ここでは「本来保険料で取るべき額」の変化に着目しており、決算補填目的等のための法定外一般会計繰入を削減したことによる変化は緩和措置の対象外

被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するための措置

ア) 市町村ごとの納付金の額を決定する際の配慮

○納付金の算定にあたって、各都道府県は医療費水準の反映割合(α)や応能応益割合を設定するが、その際、各都道府県は市町村の「年齢調整後の医療費指数」の格差や29年度までに実施している保険財政共同安定化事業の拠出金の算定方式等により、激変が生じにくい割合を用いることを可能とする。

◇医療費水準の反映割合 = α (医療費水準を反映しない $0 \leq \alpha \leq 1$ 医療費水準を全て反映)

◇標準の応能応益割合のうち応能割合

※ $\beta \div (1 + \beta)$ $\beta = \text{各都道府県の一人当たり所得} \div \text{全国の1人当たり所得}$

イ) 都道府県繰入金による配慮

○ア) 納付金の算定方法の設定による激変緩和措置については、都道府県で一つの計算式を用いるため、個別の市町村についての激変緩和措置が行えるわけではない。そのため、都道府県繰入金による激変緩和措置を設け、市町村ごとの状況に応じきめ細やかに激変緩和措置を講じることが可能な仕組みを設ける。

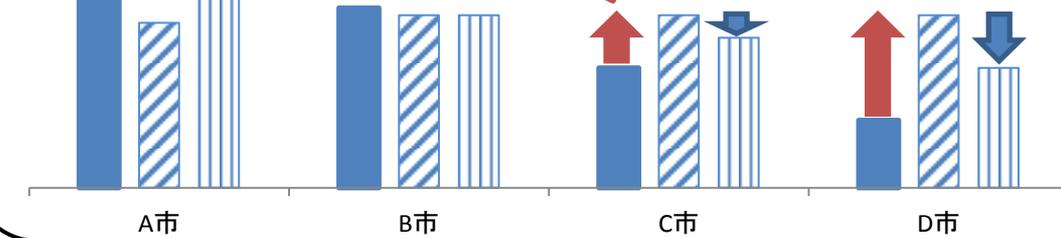
ウ) 特例基金による配慮

○施行当初においては、予め激変緩和用として積み立てる特例基金を計画的に活用することとし、当該基金を都道府県特別会計に繰り入れることで、イ) 都道府県繰入金による激変緩和措置により、他の市町村の納付金の額に大きな影響が出ないように調整を行うこととする。(H30~35)

激変緩和措置のイメージ

ア. 市町村ごとの納付金の額を決定する際の配慮

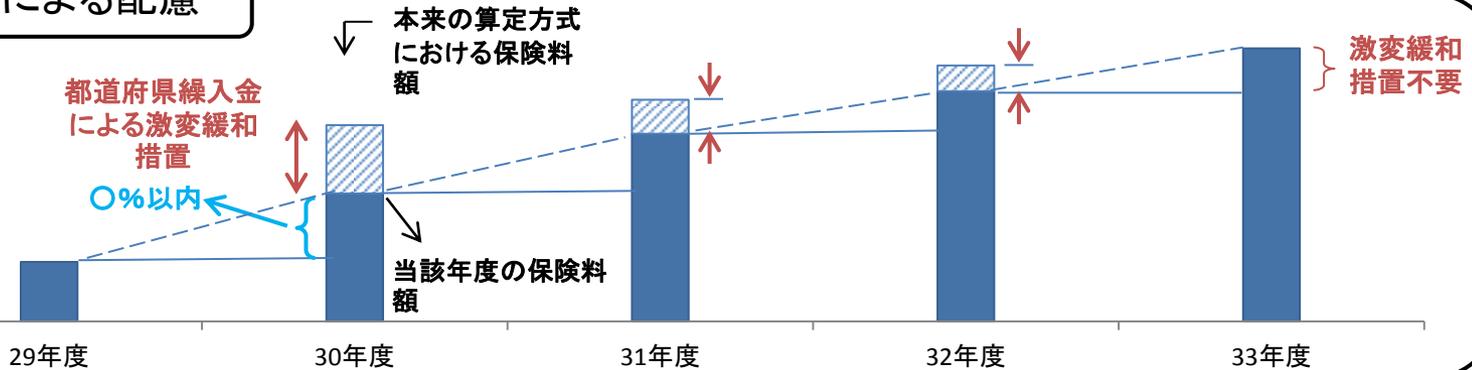
集めるべき保険料額



- 平成29年度
- 平成30年度 (激変緩和措置を加味しない算定方式の場合)
- 平成30年度 (激変緩和措置を加味した算定方式の場合)

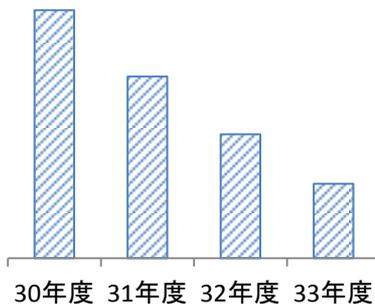
イ. 都道府県繰入金による配慮

29年度はあるべき保険料の水準



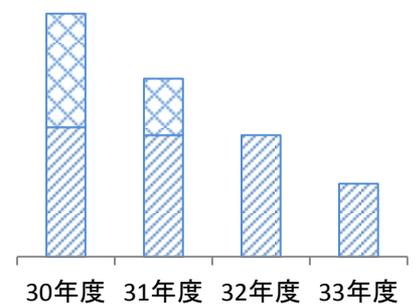
ウ. 特例基金による配慮

仮にD市のような自治体が多数あった場合、当該県において必要となる激変緩和用の都道府県繰入金総額の推移



都道府県繰入金を激変緩和用として多く活用する場合、他の市町村の納付金を増加させる影響が大きいことから、激変緩和用の特例基金を活用する。

⇒各都道府県の状況に応じ、適切な規模を適切な年度に繰り入れ



<議題(2)-①>配分にあたって使用する被保険者数等のシェアについて



※1:①～④のシェアの使用パターンは下図のとおり。←今回の論点。

※2:【 】内の割合は、国が示す「β」(所得係数)を用いるか、県独自の「β´」を用いるかは、今後、県と市町村で協議。

※3:()内の割合は、今後、県と市町村で協議。

論点

- 納付金の配分に、所得総額(シェア)と被保険者総数(シェア)を用いることは必須。
- 県が定める標準保険料算定方式を3方式とした場合、世帯総数(シェア)を用いるかどうか。
- 県が定める標準保険料算定方式を4方式とした場合、固定資産税総額(シェア)と世帯総数(シェア)を用いるかどうか。
- 納付金の各市町村への配分は、保険料(税)として、納付金を負担する各市町村の被保険者の負担能力に応じて行うべき。

◇標準保険料率の算定方式と納付金算定の配分のパターン(「納付金ガイドラインP.22」)

都道府県が定める標準保険料率算定方式	納付金の算定	
	(i) 所得(応能)のシェア	(ii) 人数(応益)のシェア
(ア) 2方式(所得割、被保険者均等割)	①所得総額で按分	①被保険者総数で按分
(イ) 3方式(所得割、被保険者均等割、世帯平等割)	①所得総額で按分	①被保険者総数で按分
(ウ) 3方式(所得割、被保険者均等割、世帯平等割)	①所得総額で按分	②被保険者総数・世帯総数で按分
(エ) 4方式(所得割、資産割、被保険者均等割、世帯平等割)	①所得総額で按分	①被保険者総数で按分
(オ) 4方式(所得割、資産割、被保険者均等割、世帯平等割)	②所得総額・資産税総額で按分	②被保険者総数・世帯総数で按分

納付金総額の各市町村への配分方法

応能保険料部分

◇所得総額のみで配分する場合

応能保険料部分
の県総額



B市の所得総額のシェア
(B市の所得総額 ÷ A県の所得
総額)

◇所得総額と固定資産税総額(※)で配分する場合

応能保
険料部
分の県
総額



B市の所
得のシェア

B市の所得総額 ÷ A県の所
得総額 × 所得割指数



B市の資産税総額 ÷ A県の
資産税総額 × 資産割指数

※所得割指数、資産割指数は国保運営方針に定めた応益割賦課総額
に占めるそれぞれの割合(現行の国保法施行令の標準割合40:10)

応益保険料部分

◇被保険者総数のみで配分する場合

応益保険料部分の県
総額



B市の人数のシェア
(B市の被保険者総数 ÷ A県
の被保険者総数)

◇被保険者総数及び世帯総数で配分する場合

応益保
険料部
分の県
総額



B市の人
数のシェア

B市の被保険者総数 ÷ A県の
被保険者総数 × 均等割指数



B市の世帯総数 ÷ A県の世帯
総数 × 平等割指数

※均等割指数、平等割指数は国保運営方針に定めた応益割賦課総額に
占めるそれぞれの割合(現行の国保法施行令の標準割合 35:15)

※国保料税賦課総額に含まれる固定資産割の額ではなく、
被保険者に係る固定資産税の総額

国保事業費納付金の各市町村への配分方法の課題及び対応

課題

◆固定資産税総額(シェア)を用いることの課題

- ・固定資産税額は地価等に連動して高くなるが、所得には連動していないため負担能力を表していない。
(固定資産税シェアが高い≠負担能力が高い)
- ・固定資産税総額(シェア)による納付金の配分は、単純に固定資産税額のシェアのみで行うことから、各市町村の被保険者の負担能力に関係なく、固定資産税が高い市町村の配分が多くなる。

◆世帯総数(シェア)を用いることの課題

- ・少子化が進み世帯構成人数が減少している中で、世帯割の必要性が変化している。

市町村の考え (アンケート結果より)

- ・納付金の配分に「固定資産税総額(シェア)を使用すべきでない」と回答した市町村は、62%(21市町村)であり、一方、「使用すべき」と回答した市町村は12%(4市町村)と少数である。
- ・『納付金の配分に世帯総数(シェア)を使用すべきか』という質問に、「どちらとも言えない」と回答した市町村は50%(17市町村)であり、残りの50%のうち「使用すべき」と回答した市町村は約2/3(11市町村)である。

県の提案 (幹事会での検討結果等を踏まえて)

■国保事業費納付金の配分方法について

医療分、後期分、介護分 全て

(1)固定資産税総額(シェア)について

- ・固定資産税総額(シェア)を用いることには問題があり、使用すべきでないと考えている市町村が多いこと。
- ・標準保険料率算定方式は3方式という意見が多く、この場合は納付金の配分に固定資産税総額(シェア)を用いることは出来ないこと。

⇒納付金の配分に、固定資産税総額(シェア)を用いないことが適当であると考える。

(2)世帯総数(シェア)について

- ・世帯割は、全市町村で保険料率の算定に用いられている現状にあり、大きな課題までには至っていないこと。

⇒納付金の配分に、世帯総数(シェア)を用いることが適当であると考える。

議題(2)-②

高知県内の保険料水準の統一について

(国保事業費納付金(医療給付費分)に医療費指数を反映させるか)

厚生労働省の考え

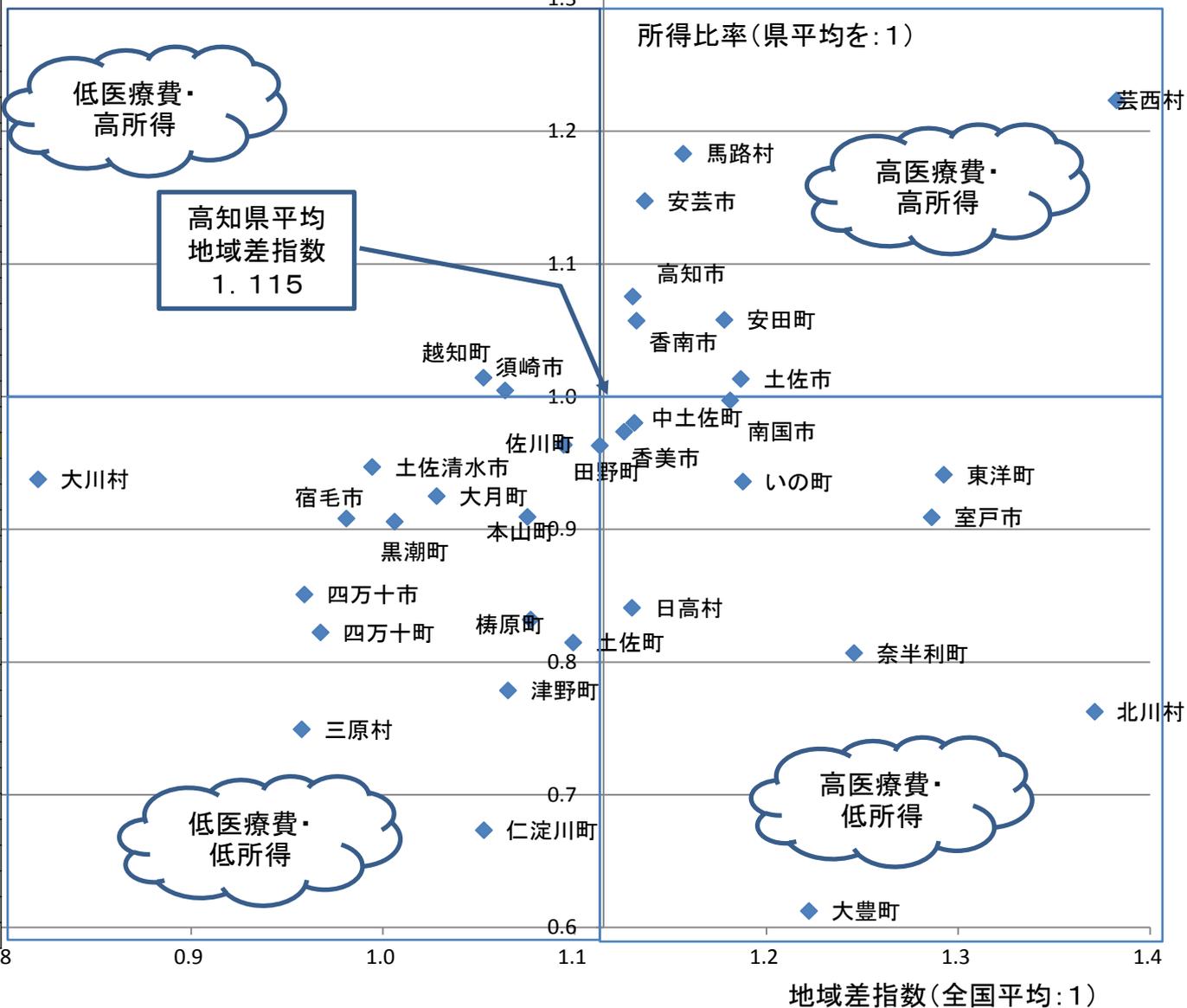
- ・原則として、新制度施行後は、都道府県内市町村間で医療費水準に差異がある都道府県においては、年齢調整後の医療費指数を各市町村の医療給付費分の納付金に反映する。(即ち $\alpha=1$) ⇒ 保険料水準の統一は行わない(つまり、医療費が高い市町村→納付金多、医療費が低い市町村→納付金少)
 ※後期高齢者支援金分と介護納付金分については、費用額に差がないことから費用額での調整は行なわない。
- ・ただし、都道府県内で統一的な保険料水準とする観点から医療費指数を反映させないこと(即ち $\alpha=0$)、また当該都道府県における平成29年度までの保険財政共同安定化事業のあり方等を踏まえ、激変緩和の観点から医療費指数の納付金への反映を段階的に行うこと(即ち α を徐々に1に近づけていく)も可能とする。
 ※【医療費指数】: 全国平均医療給付費(医療費から患者負担を除く)を1とする。(1より大は全国平均以上。)
 (参考) 芸西村:1.383、大川村:0.820、高知市:1.130 など。(平成23~25年度平均の地域差指数。費用額ベース)

	メリット	デメリット(課題)
保険料水準を統一しない(医療費水準を納付金配分に反映させる)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各市町村の医療費水準の差(約1.7倍)や受けられる医療サービスに差がある現状に適している。 ・医療サービスの違いや医療費適正化への取組の差を反映させることから被保険者の理解が得られやすい。 ・市町村の医療費適正化機能が積極的に反映される。(医療費水準が高い市町村は納付金が多く、医療費水準が低い市町村は納付金が少なくなる。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民から県が保険者となったことがわかりにくい。
保険料水準を統一する(医療費水準を納付金配分に反映させない)	<ul style="list-style-type: none"> ・県が保険者(財政責任主体)となることからすると、保険料水準が統一されることが望ましい。 ・県民からも、県が保険者となったことがわかりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村間の医療費格差等の違いを考慮しないことになり、公平性に欠け、被保険者の理解が得られにくい。 ・市町村の医療費適正化への取組が行なわれにくい。

1人当たり実績医療費と1人当たり所得の相関図

出典 1人当たり医療費：厚生労働省「医療費の地域差分析」(H23年度～25年度平均)
1人当たり所得：厚生労働省「H25国保実態調査」

市町村名	地域差指数 (H23～25)	順位	所得比率 (県平均を1)	順位
1 高知市	1.130	15	1.075	4
2 室戸市	1.286	4	0.909	21
3 安芸市	1.137	12	1.147	3
4 南国市	1.181	9	0.997	10
5 土佐市	1.187	8	1.013	8
6 須崎市	1.064	24	1.005	9
7 四万十市	0.959	32	0.851	24
8 土佐清水市	0.994	29	0.947	15
9 宿毛市	0.981	30	0.908	22
10 東洋町	1.292	3	0.941	16
11 奈半利町	1.246	5	0.807	29
12 田野町	1.113	18	0.963	14
13 安田町	1.178	10	1.058	5
14 北川村	1.371	2	0.763	31
15 馬路村	1.157	11	1.183	2
16 芸西村	1.383	1	1.223	1
17 香美市	1.126	17	0.974	12
22 香南市	1.132	13	1.057	6
26 大川村	0.820	34	0.938	17
27 土佐町	1.099	19	0.815	28
30 本山町	1.075	22	0.909	20
31 大豊町	1.222	6	0.612	34
32 いの町	1.188	7	0.936	18
36 仁淀川町	1.053	25	0.673	33
37 佐川町	1.094	20	0.964	13
38 越知町	1.052	26	1.014	7
39 中土佐町	1.131	14	0.980	11
40 四万十町	0.967	31	0.822	27
41 日高村	1.130	16	0.841	25
42 津野町	1.065	23	0.779	30
46 梶原町	1.077	21	0.832	26
48 黒潮町	1.006	28	0.906	23
50 大月町	1.028	27	0.925	19
53 三原村	0.958	33	0.749	32
県平均	1.115			



事業費納付金(医療費分)の各市町村への配分と医療費水準の調整方法のイメージ

イメージのための諸係数

- ・納付金総額 200億円
- ・応能応益割合 50:50

各市のデータ	所得総額		被保険者数		医療費水準	
	総額(百万円)	割合	被保険者数	割合	指数	対県平均
県全体	100,000		200,000		1.115	
A市	30,000	30%	50,000	25%	1.115	1.00
B市	15,000	15%	20,000	10%	1.4	1.26
C市	3,000	3%	10,000	5%	0.8	0.72

納付金を
2つに分
割

医療費水準を反映させない
⇒保険料水準を統一する場合

医療費水準を反映さる
⇒保険料水準を統一しない場合

負担能
力に応
じ配分
する部
分
100億
円

1

県の所得
総額に占
める各市
町村の所
得総額の
割合等
により配
分

保険料率は同じ

市	県所得総額に占める割合	各市町村所得総額	保険料率
A市	$100億 \times 30\% = 30億$	$30億 \div 300億円 = 10\%$	10%
B市	$100億 \times 15\% = 15億$	$15億 \div 150億円 = 10\%$	10%
C市	$100億 \times 3\% = 3億$	$3億 \div 30億円 = 10\%$	10%

医療費指数の県
平均との比率

保険料率は相違

市	県所得総額に占める割合	医療費指数の比率	調整後の金額	調整後の保険料率
A市	$30億$	1	$30億 \times 1 = 30億$	$30億 \div 300億円 = 10\%$
B市	$15億$	1.26	$15億 \times 1.26 = 18.9億$	$18.9億 \div 150億円 = 12.6\%$
C市	$3億$	0.72	$3億 \times 0.72 = 2.2億$	$2.2億 \div 30億円 = 7.3\%$

2

県の被保
険者総数
に占める
各市町村
の被保険
者数の割
合等によ
り配分

市	県被保険者総数に占める割合	各市町村被保険者数	保険料率
A市	$100億 \times 25\% = 25億$	$25億 \div 5万人 = 50,000円$	50,000円
B市	$100億 \times 10\% = 10億$	$10億 \div 2万人 = 50,000円$	50,000円
C市	$100億 \times 5\% = 5億$	$5億 \div 1万人 = 50,000円$	50,000円

市	県被保険者総数に占める割合	医療費指数の比率	調整後の金額	調整後の保険料率
A市	$25億$	1	$25億 \times 1 = 25億$	$25億 \div 5万人 = 50,000円$
B市	$10億$	1.26	$10億 \times 1.26 = 12.6億$	$12.6億 \div 2万人 = 63,000円$
C市	$5億$	0.72	$5億 \times 0.72 = 3.6億$	$3.6億 \div 1万人 = 36,000円$

各市町村へは①と②の合計を請求

「 α 」を使った医療費指数の反映（調整）方法（保険料水準の統一の方法）

$$\text{県納付金基礎総額} \times \{1 + \alpha \cdot (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1)\} \times \{\beta \cdot (\text{所得(応能)のシェア}) + (\text{人数(応益)のシェア})\} / (1 + \beta) \times \gamma = c = \text{各市町村ごとの納付金基礎額}$$

◆市町村ごとの納付金額を算定する際に使用する、「 α × 年齢調整後の医療費指数」。

※【 α 】: 医療費指数反映係数(医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数)、 $0 \leq \alpha \leq 1$ 。

※【年齢調整後の医療費指数】: 全国平均医療給付費を1とする。(1より大は全国平均以上。)

◇ $\alpha = 1$ と設定 ⇒ 年齢調整後の医療費指数を市町村ごとの納付金の配分に全て反映。

(所得を反映させず、被保険者数のみで按分した場合は、医療費指数の格差がそのまま1人当たり納付金の市町村格差となる。)

※平成23～25年度の医療費の地域差分析での「地域差指数」の平均では、1.69倍

◇ $\alpha = 0$ と設定 ⇒ 年齢調整後の医療費指数を市町村ごとの納付金の配分に全く反映させない。

(⇒都道府県内統一の保険料水準)

県の提案及び今後の検討事項

・保険料水準を統一するには、前述のような課題があることから、「保険料水準の統一」は困難であり、当面は行わないこととする。(即ち、 $\alpha = 0$ とはしない。)

今後の検討事項

- α を「 $0 < \alpha \leq 1$ 」で試算等を行い、各市町村の納付金額に医療費指数をどの程度反映させるかについて、県と市町村で検討・協議する。
- その際には、現在行っている保険財政共同安定化事業(※)の財政調整の考え方等を踏まえ、県と市町村で検討・協議を行う。

※【保険財政共同安定化事業】とは？

- ・県内の市町村国保間の保険料の平準化及び財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円までのすべての医療費を対象として、市町村が運営主体である国保連合会に拠出して構成する財源により費用負担を調整する制度。
- ・拠出額の算定に当たっては、医療費実績割50%、被保険者数割50%となっている。(つまり、医療費実績で50%調整されており、高医療費の市町村は負担軽減されている。)
- ・このことにより、拠出額が増加した市町村には、県調整交付金(第2号)を活用し、激変とにならないよう財政支援を行っている。

【参考】「 α 」を調整(変化)することによる納付金への影響

試算の目的

- ・ α を1→0.5→0と変化させることによる、各市町村への納付金配分額への影響を見る。

試算の前提条件

- ・ 納付金算定基礎額(医療分)は170億円。
- ・ 年齢調整後の医療費指数は平成23～25年度の医療費の地域差分析での「地域差指数」の平均
- ・ 納付金の配分方法は3方式(所得シェア、被保険者数シェア、世帯数シェア)。各シェアは平成26年度年報。
- ・ 応能: 応益=0.67:1 (β (所得係数)=0.67(高知県の実情に近い形)) ⇒ 40:60
- ・ 応益割のうち、被保険者数均等割: 世帯別平等割=35:15。

i) $\alpha=1$ の場合 (年齢調整後の医療費指数を市町村ごとの納付金の配分に全て反映。)

<一人当たり納付金額>

- 最大: 芸西村、最小: 大川村、格差1.862倍

<要因分析>

- 芸西村の医療費指数は1.383で県内最高、大川村は0.820で県内最低であり、それらの要因が全て反映されたことによる。

ii) $\alpha=0.5$ の場合 (年齢調整後の医療費指数を市町村ごとの納付金の配分に半分反映。)

<一人当たり納付金額>

- 最大: 芸西村(同上)、最小: 大川村(同上)、格差1.446倍($\alpha=1$ と場合と比べて、格差縮小)

<要因分析>

- 芸西村の医療費指数は1.383で県内最高、大川村は0.820で県内最低であり、それらの要因が反映されたことによる。

iii) $\alpha=0$ の場合 (年齢調整後の医療費指数を市町村ごとの納付金の配分に全く反映させない。)

<一人当たり納付金額>

- 最大: 馬路村、最小: 北川村、格差1.263倍(上記2つと比べて、さらに格差縮小)

<要因分析>

- 馬路村は、「一人当たり所得金額」が県内2位と上位であり、また、世帯数シェアが被保数シェアより高い(世帯構成人数が相対的に少ない)ことによる。
- 北川村は、「一人当たり所得金額」が県内31位と下位であり、また、世帯数シェアが被保数シェアと同じ(世帯構成人数が相対的に多い)ことによる。

α を1→0へ変化

↓
格差縮小

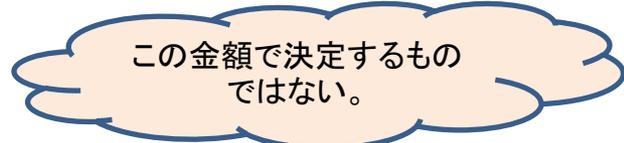
「α」を調整することによる納付金額の変化のイメージ

(注) この資料は、医療費指数の反映割合を変えることにより(αを変えることにより)、各市町村の事業費納付金の配分額がどのように変化するかをイメージするために作成したものであり、今後検討協議された後に決定する実際の配分額とは相違する。

<前提条件>

- ・納付金算定基礎額170億円。
- ・保険料算定方式は3方式(所得割、均等割、平等割)で医療給付費分の算出方法で試算。
- ・課税対象所得総額、被保険者数、世帯数は平成26年度事業年報B表による。また、課税対象所得総額は、限度超過額相当額を含む額。
- ・年齢調整後の医療費指数は、地域差指数の平成23～25年度の3カ年平均。
- ・応益割のうち被保険者数均等割:世帯別平等割=35:15。
- ・応能:応益=40:60 ⇒ β=0.67。

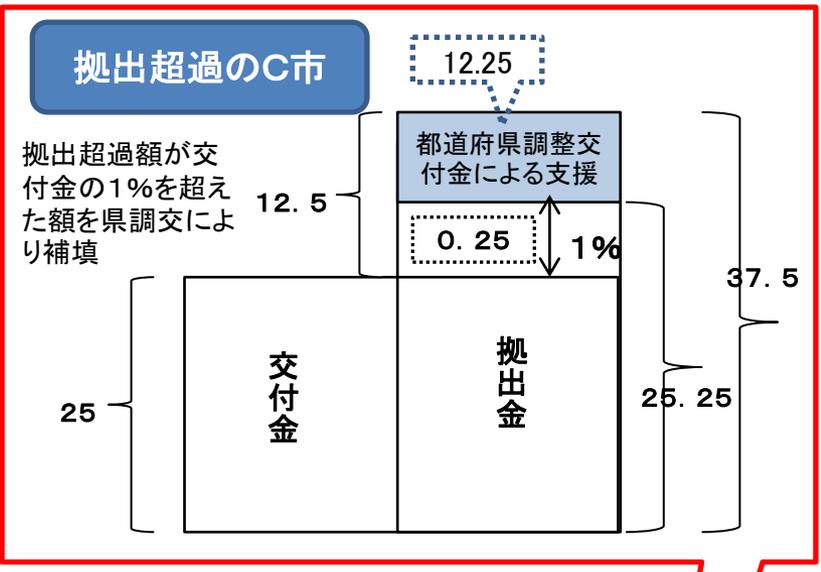
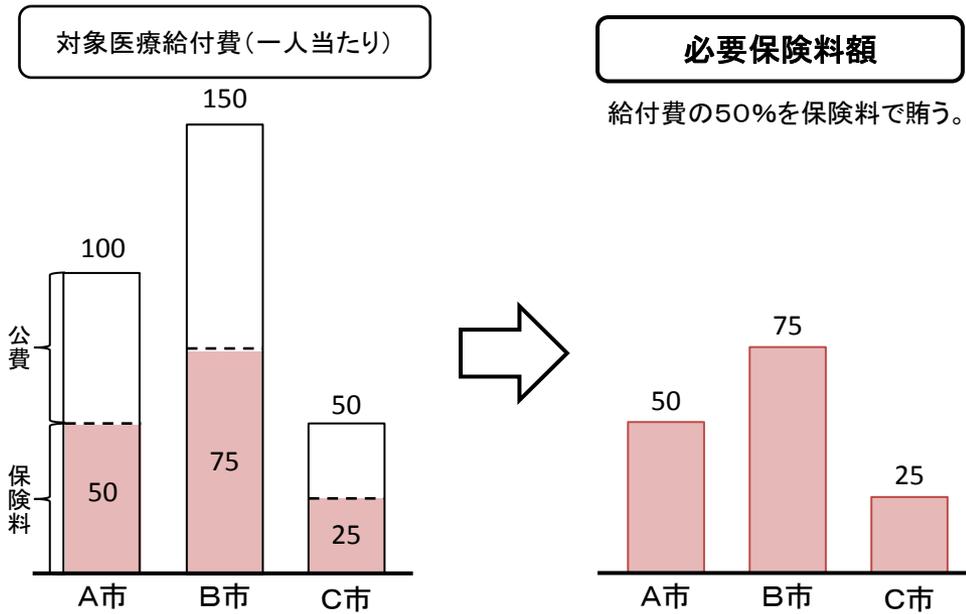
★医療費指数の反映割合の調整による影響を試算(α=1、α=0.5、α=0の3パターン)



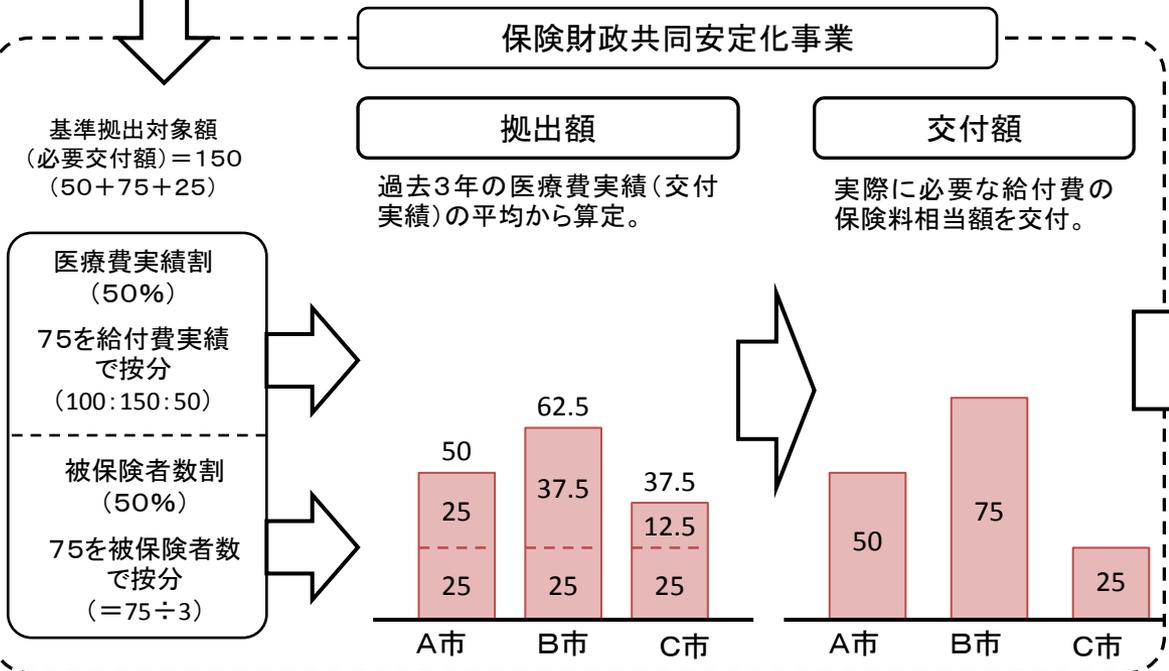
保険者	課税対象所得額【千円】		課税対象被保険者数【人】		課税対象世帯数【世帯】		年齢調整後の医療費指数	算定方式:3方式												③/① (一人当たり納付金基礎額の比較)			
	所得割	シェア	被保険者数	シェア	世帯数	シェア		<試算1-①> ・α=1 ・応能:応益=40:60 ⇒ β=0.67 ・被保者均等割:世帯平等割=35:15=[42:18]				<試算1-②> ・α=0.5 ・応能:応益=40:60 ⇒ β=0.67 ・被保者均等割:世帯平等割=35:15=[42:18]				<試算1-③> ・α=0 ・応能:応益=40:60 ⇒ β=0.67 ・被保者均等割:世帯平等割=35:15=[42:18]							
								H26年報B表	-	H26年報B表	-	H26年報B表	-	H23～25の3カ年平均	各市町村ごとの納付金基礎額【円】	シェア	①一人当たり納付金基礎額【円】 (納付金基礎額/被保者数)	順位	最都市町村を1とした場合		各市町村ごとの納付金基礎額【円】	シェア	②一人当たり納付金基礎額【円】 (納付金基礎額/被保者数)
1 高知市	37,039,266	41.95%	75,896	38.55%	47,995	39.62%	1.130	6,908,746,269	40.64%	91,029	6	1,497	6,865,859,915	40.39%	90,464	5	1,272	6,818,023,777	40.11%	89,834	3	1,175	98.7%
2 壺戸市	2,194,009	2.48%	5,218	2.65%	3,270	2.70%	1.286	508,249,692	2.99%	97,403	3	1,602	476,353,035	2.80%	91,290	3	1,283	440,774,983	2.59%	84,472	14	1,105	86.7%
3 安芸市	3,268,913	3.70%	6,560	3.33%	3,730	3.08%	1.137	595,043,447	3.50%	90,708	7	1,492	589,810,153	3.47%	89,910	6	1,264	583,972,851	3.44%	89,020	5	1,165	98.1%
4 南国市	5,154,141	5.84%	11,833	6.01%	7,175	5.92%	1.181	1,066,566,475	6.27%	90,135	9	1,482	1,038,550,169	6.11%	87,767	7	1,234	1,007,300,325	5.93%	85,126	10	1,114	94.4%
5 土佐市	3,907,180	4.42%	8,787	4.46%	4,882	4.03%	1.187	790,338,509	4.65%	89,944	10	1,479	767,925,143	4.52%	87,393	8	1,228	742,924,910	4.37%	84,548	12	1,106	94.0%
6 須崎市	3,177,662	3.60%	7,340	3.73%	4,256	3.51%	1.064	589,758,726	3.47%	80,349	23	1,322	603,306,933	3.55%	82,194	22	1,155	618,418,825	3.64%	84,253	15	1,102	104.9%
7 四万十市	3,863,257	4.38%	9,776	4.97%	6,013	4.96%	0.959	691,160,572	4.07%	70,700	31	1,163	744,427,683	4.38%	76,148	30	1,070	803,842,688	4.72%	82,226	23	1,076	116.3%
8 土佐清水市	2,523,042	2.86%	5,188	2.64%	3,195	2.64%	0.994	412,947,527	2.43%	79,597	24	1,309	436,708,786	2.57%	84,177	17	1,183	463,212,481	2.72%	89,285	4	1,168	112.2%
9 宿毛市	3,031,907	3.43%	6,959	3.54%	4,130	3.41%	0.981	519,035,894	3.05%	74,585	28	1,227	552,673,367	3.25%	79,419	27	1,116	590,193,153	3.47%	84,810	11	1,109	113.7%
10 東洋町	435,736	0.49%	1,059	0.54%	667	0.55%	1.292	102,897,366	0.61%	97,165	4	1,598	96,234,843	0.57%	90,873	4	1,277	88,803,356	0.52%	83,856	16	1,097	86.3%
11 奈半利町	436,394	0.49%	1,162	0.58%	722	0.60%	1.246	104,940,880	0.62%	90,311	8	1,485	99,754,271	0.59%	85,847	11	1,207	93,969,043	0.55%	80,868	28	1,058	89.5%
12 田野町	360,822	0.41%	929	0.47%	564	0.47%	1.113	75,555,666	0.44%	81,330	21	1,338	75,630,941	0.44%	81,411	23	1,144	75,714,904	0.45%	81,502	25	1,066	100.2%
13 安田町	436,278	0.49%	1,025	0.52%	588	0.49%	1.178	90,428,973	0.53%	88,223	12	1,451	88,157,116	0.52%	86,007	10	1,209	85,623,049	0.50%	83,535	19	1,093	94.7%
14 北川村	122,410	0.14%	379	0.19%	230	0.19%	1.371	35,614,953	0.21%	93,971	5	1,546	32,474,585	0.19%	85,685	12	1,204	28,971,767	0.17%	76,443	34	1,000	81.3%
15 馬路村	115,659	0.13%	214	0.11%	158	0.13%	1.157	21,425,110	0.13%	100,117	2	1,647	21,064,672	0.12%	98,433	2	1,384	20,662,634	0.12%	96,554	1	1,263	96.4%
16 芸西村	857,103	0.97%	1,576	0.80%	820	0.68%	1.383	178,387,232	1.05%	113,190	1	1,862	162,094,109	0.95%	102,852	1	1,446	143,920,496	0.85%	91,320	2	1,195	80.7%
17 香美市	3,168,851	3.59%	7,680	3.90%	4,732	3.91%	1.126	648,004,586	3.81%	84,376	16	1,388	645,187,222	3.80%	84,009	18	1,181	642,044,688	3.78%	83,600	17	1,094	99.1%
22 香南市	4,374,765	4.95%	10,129	5.15%	6,022	4.97%	1.132	869,263,390	5.11%	85,819	13	1,412	863,161,675	5.08%	85,217	13	1,198	856,355,722	5.04%	84,545	13	1,106	98.5%
26 大川村	26,588	0.03%	74	0.04%	55	0.05%	0.820	4,499,182	0.03%	60,800	34	1,000	5,264,776	0.03%	71,146	34	1,000	6,118,732	0.04%	82,686	22	1,082	136.0%
27 土佐町	369,777	0.42%	1,039	0.53%	657	0.54%	1.099	81,532,348	0.48%	78,472	26	1,291	82,099,793	0.48%	79,018	28	1,111	82,732,730	0.49%	79,627	29	1,042	101.5%
30 本山町	383,781	0.43%	906	0.46%	612	0.51%	1.075	75,070,026	0.44%	82,859	19	1,363	76,391,571	0.45%	84,317	16	1,185	77,865,645	0.46%	85,944	8	1,124	103.7%
31 大豊町	342,782	0.39%	1,148	0.58%	817	0.67%	1.222	97,107,022	0.57%	84,588	14	1,391	93,098,138	0.55%	81,096	24	1,140	88,626,563	0.52%	77,201	32	1,010	91.3%
32 いの町	2,532,735	2.87%	6,190	3.14%	3,869	3.19%	1.188	550,745,543	3.24%	88,973	11	1,463	534,898,301	3.15%	86,413	9	1,215	517,222,029	3.04%	83,558	18	1,093	93.9%
36 仁淀川町	543,395	0.62%	1,727	0.88%	1,147	0.95%	1.053	125,893,729	0.74%	72,897	30	1,199	129,441,659	0.76%	74,952	31	1,053	133,399,079	0.78%	77,243	31	1,010	106.0%
37 佐川町	1,545,527	1.75%	3,548	1.80%	2,193	1.81%	1.094	297,352,534	1.75%	83,808	18	1,378	300,063,329	1.77%	84,573	15	1,189	303,086,994	1.78%	85,425	9	1,118	101.9%
38 越知町	772,718	0.88%	1,673	0.85%	1,051	0.87%	1.052	138,450,049	0.81%	82,756	20	1,361	142,367,453	0.84%	85,097	14	1,196	146,736,990	0.86%	87,709	6	1,147	106.0%
39 中土佐町	889,093	1.01%	2,192	1.11%	1,375	1.13%	1.131	185,253,758	1.09%	84,514	15	1,390	184,037,060	1.08%	83,959	19	1,180	182,679,935	1.07%	83,339	20	1,090	98.6%
40 四万十町	2,115,903	2.40%	5,818	2.96%	3,492	2.88%	0.967	400,767,865	2.36%	68,884	32	1,133	429,740,639	2.53%	73,864	32	1,038	462,057,344	2.72%	79,419	30	1,039	115.3%
41 日高村	559,721	0.63%	1,414	0.72%	914	0.75%	1.130	118,976,775	0.70%	84,142	17	1,384	118,258,134	0.70%	83,634	21	1,176	117,456,549	0.69%	83,067	21	1,087	98.7%
42 津野町	638,332	0.72%	1,669	0.85%	1,040	0.86%	1.065	129,818,927	0.76%	77,782	27	1,279	132,710,177	0.78%	79,515	26	1,118	135,935,125	0.80%	81,447	26	1,065	104.7%
46 柳原町	395,147	0.45%	1,057	0.54%	689	0.57%	1.077	83,187,626	0.49%	78,702	25	1,294	84,588,235	0.50%	80,027	25	1,125	86,150,497	0.51%	81,505	24	1,066	103.6%
48 黒瀬町	1,506,192	1.71%	3,895	1.98%	2,356	1.94%	1.006	285,683,766	1.68%	73,346	29	1,206	300,354,524	1.77%	77,113	29	1,084	316,718,527	1.86%	81,314	27	1,064	110.9%
50 大月町	1,050,785	1.19%	2,277	1.16%	1,397	1.15%	1.028	183,224,861	1.08%	80,468	22	1,323	190,587,651	1.12%	83,701	20	1,176	198,800,228	1.17%	87,308	7	1,142	108.5%
53 三原村	162,618	0.18%	516	0.26%	335	0.26%	0.958	34,070,723	0.20%	66,029	33	1,086	36,723,940	0.22%	71,170	33	1,000	39,683,381	0.23%	76,906	33	1,006	116.5%
市町村計	88,302,489	100.00%	196,853	100.00%	121,148	100.00%	1.115	17,000,000,000	100.00%	86,359	1,420	1,420	17,000,000,000	100.00%	86,359	1,214	1,214	17,000,000,000	100.00%	86,359	1,130	1,130	

保険財政共同安定化事業による財政調整イメージ(3市の被保険者数は同じ前提)

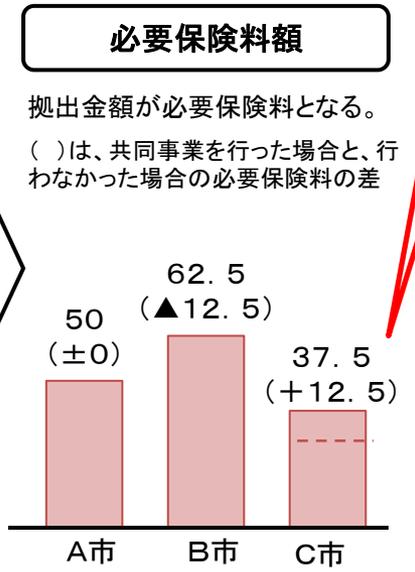
共同事業による財政調整がない場合



共同事業による財政調整がある場合



ただし、拠出超過の場合は...



議題(2)-③

賦課限度額の設定について

■現状(平成28年度の県内市町村の賦課限度額(上限))

※:市町村が世帯主に賦課できる年間の保険料の上限。

医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
540,000円(政令)	高知市以外 190,000円(政令) 高知市 170,000円	160,000円(政令)

■賦課限度額の設定による影響など

- ・「国保運営方針」に賦課限度額(医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分)を定めることが必要。
- ・所得シェアの算定や市町村標準保険料率の算定に影響する。
- ・賦課限度額の設定金額により、総所得から控除する限度超過相当分の所得が変化し、納付金の額に影響する。
 - ◇賦課限度額を低く設定 ⇒ 高所得者の多い市町村は納付金額減少
 - ◇賦課限度額を高く設定 ⇒ 高所得者の多い市町村は納付金額増加
- ・なお、各市町村が実際に賦課する保険料率の算定の際は、各市町村が条例で定める賦課限度額を考慮する。

県の提案(幹事会での検討結果等を踏まえて)

○平成30年度以降の賦課限度額(医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分)について

- ①賦課限度額を低く設定することは、その分低所得者の負担が重くなること。
- ②県内34市町村のうち、33市町村が、国が政令で定める賦課限度額と同額にしていること。
- ③これまでの財政・保険料(税)作業部会の検討では、国が政令で定める額で行くという方向性であること。
- ④「所得係数(β)」を国が定める際には、政令で定める賦課限度額を控除後の所得総額を用いることとされていること。

これらの理由により、**国が政令で定める賦課限度額とすることが適当である**と考える。

議題(2)-④

納付金配分における応能・応益割合について β（所得係数）の取扱いについて

応能・応益割合と「β」（所得係数）の役割

- ・事業費納付金の配分において、設定する応能・応益割合により、各市町村への配分額が相違する。
- ・国ガイドラインでは、都道府県の所得水準に応じて応能・応益割合は設定するものとしている。
※国ガイドラインでの応能割合の算出方法 $\beta \div (1 + \beta)$ （応益割合は $1 - \text{応能割合}$ ）
「 $\beta = \text{都道府県平均の1人当たり所得} / \text{全国平均の1人当たり所得}$ 」（全国平均の都道府県=1となる。）
※平成27年度所得での高知県の $\beta = 0.73$ （医療分） \Rightarrow 応能:応益=42:58
- ・ただし、激変緩和等の観点から、新制度施行後当面の間は、各都道府県において別途、 β 以外の β' を決定し使用することも可能な仕組み。
- ・応能への配分割合が増加（ β が増加）するほど、所得の低い市町村の納付金は減少し、所得の高い市町村は増加。
※平成26年度 高知県内市町村の平均応能応益（医療給付費分） 約50:50

※市町村保険料率算定における応能応益割合

- 各市町村における応能応益割合は、国保運営方針における標準保険料の算定方式において、考え方を示すこととなる。
- 各市町村の所得水準によって、納付金の配分が違うことから、応能応益割合も市町村ごとに相違することとなる。

事業費納付金の配分における応能応益割合の設定について

応益：応能の配分比率の変化による各市町村の納付金額への影響のイメージ(納付金総額170億円)

モデル市町村の諸元(人数シェアは同じで所得シェアが相違)

	被保険者数	1人当たり所得	総所得	シェア	
				被保険者数	所得総額
A市	10,000	400,000	4,000,000,000	5.00%	5.00%
B市	10,000	500,000	5,000,000,000	5.00%	6.25%
C市	10,000	300,000	3,000,000,000	5.00%	3.75%
合計	200,000	400,000	80,000,000,000	100.00%	100.00%

応能保険料部分
40%
68億円

応益保険料部分
60%
102億円

応能: 応益 40:60		応能割総額	応益割総額	計
	A市	340,000,000	510,000,000	850,000,000
B市	425,000,000	510,000,000	935,000,000	
C市	255,000,000	510,000,000	765,000,000	

応益の配分割合が増加するほど所得の低い市町村の納付金が増加

応能保険料部分
50%
85億円

応益保険料部分
50%
85億円

応能: 応益 50:50		応能割総額	応益割総額	計
	A市	425,000,000	425,000,000	850,000,000
B市	531,250,000	425,000,000	956,250,000	
C市	318,750,000	425,000,000	743,750,000	

納付金配分後の応能応益割合は、市町村によって相違。

応能保険料部分
60%
102億円

応益保険料部分
40%
68億円

応能: 応益 60:40		応能割総額	応益割総額	計
	A市	510,000,000	340,000,000	850,000,000
B市	637,500,000	340,000,000	977,500,000	
C市	382,500,000	340,000,000	722,500,000	

今後の協議の方向性

- ・国の算出方法や現在の応能応益割合等により、各市町村の納付金額を試算し、保険料水準への影響を把握
- ・被保険者への影響を踏まえ、激変とならない応能応益割合を協議
- ・全体の激変緩和の調整と併せ、個別市町村への対応も検討(県2号交付金や財政安定化基金の活用)